

施設園芸農家 各位

伊那市長 白 鳥 孝
(公 印 省 略)

伊那市燃料高騰対応施設園芸農家支援事業の第2回受付について

平素より、当市の農業行政につきまして御理解御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、伊那市内の施設園芸農家の方を対象として燃料の購入費用の一部を補助する表記の事業につきまして、第2回の申請受付を行います。

対象となる可能性のある施設園芸農家の皆様へ下記のとおり御案内しますので、対象となる場合は期限までに所定のお手続きをお願い申し上げます。

記

1 対象者

以下のすべてに該当する方

- (1) 伊那市内に住所を有する施設園芸農家
- (2) 加温設備を有するハウス等があり、農産物の栽培及び出荷を行っている方
- (3) 市税等の未納のない方
- (4) 令和6年度内に出荷取引をされている方

2 補助内容

ハウス等加温設備で使用する燃油、木質ペレットの対象期間中の購入費用のうち、価格上昇分の1/2 (第1回と第2回の合計で上限60万円)

(1) 補助対象期間

第1回 令和6年10月1日～12月31日購入分(※)

第2回 令和7年 1月1日～ 3月31日購入分

※第1回の未申請分があれば、第2回で合わせて申請することができます。

(2) 補助金額の算定

補助金額 = {当年度燃料代 - (当年度燃料代 ÷ 高騰率)} ÷ 2

※ 高騰率は令和元・2年度の対象期間の平均価格と、令和6年度の対象期間の平均価格を比較した場合の上昇率です。

第1回：燃油は 1.4、木質ペレットは 1.1 とします。

第2回：同じく、燃油は 1.4、木質ペレットは 1.1 とします。

※ 小数点以下は切り捨てます。

(裏面へ続きます)

3 第2回の申請手続

必要書類を作成し、市へ提出してください。

(1) 提出先

伊那市役所 3 階農政課、市役所総合支所又は各支所

(2) 提出書類

様式	添付書類	提出期限
交付申請書 (様式第 1 号)	①ハウス等施設と加温機の設置状況が分かる写真 ②令和 6 年度中に農産物を出荷したことが分かる出荷伝票等の写し ※第 1 回申請済なら添付省略可	令和 7 年 6 月 2 0 日 (金)
市税等納付状況 確認同意書	※第 1 回申請済なら添付省略可	
実績報告書 (様式第 2 号)	燃料の購入量及び支払いが確認できる書類の写し (伝票、領収書等)	令和 7 年 7 月 1 8 日 (金)
交付請求書 (様式第 3 号)	補助金の振込先が確認できる通帳の写し (見開きのページ) ※第 1 回申請済で変更なければ添付省略可	

4 交付決定について

- (1) 申請書受付後、審査を行い書類に不備等がなければ交付決定を行います。
- (2) 審査の結果、交付要件を満たさない場合、補助金は交付されません。
- (3) 申請時に市税等に未納がある場合、補助金が交付されない場合があります。

5 補助金の支払について

- (1) 補助額の確定後、令和 7 年 7 月以降を目途に順次口座振込にてお支払いします。

6 その他

- (1) 補助金の交付を受けた後に交付要件を満たさないことが判明した場合や、偽り
その他不正な方法により交付を受けた場合は返還を求めることがあります。
- (2) 受け取った補助金は、事業主が個人の場合は所得税及び住民税、法人の場合は
法人税の課税対象となります。必要に応じて申告をお願いします。
- (3) ご不明点等は、担当あてお問い合わせください。

担 当	伊那市農林部農政課農業経営係
	係長 早川、 <u>担当 守屋</u>
電 話	0265-78-4111 内線 2413
F A X	0265-72-4142
メー ル	nos@inacity.jp